

令和3年12月1日から、新型コロナワクチンの 予診票が変わります

1. 様式の変更（時間外、休日の記入項目の追加）

< 1・2回目接種、追加接種 共通 >

- ① 医療機関記入欄として、「時間外」や「休日」にワクチン接種を行ったことを記入する欄を追加
- ② 複写式（3枚）から、単票形式（1枚）に変更

※ 1・2回目では、古い様式の予診票を記入し持参された場合は、新たな様式の予診票に書き換えてください。（医療機関に備え置く古い様式の予診票は、11月末に廃棄してください。）

※ 追加接種（3回目接種）では、原則、市区町村が被接種者の氏名等を印刷した予診票（接種券と一体型）で対応してください。

※ 必要に応じて、写し（コピー）を被接種者へ手渡し、医療機関でも保管してください。

2. 予診票の用紙（色）の変更

1・2回目接種	黄色
追加接種（3回目接種）	白色

※イメージ

1・2回目接種用

追加接種用



3. 予診票に貼るシール

1・2回目接種	変更なし (接種券とワクチンNo.のシールを貼ってください。)
追加接種（3回目接種）	接種券と一体型 (<u>ワクチンNo.のシールのみ</u> 貼ってください。)